

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

年度 市民税 府民税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書



受付印 市町村長 日提出 年 月 日		特別徴収義務者 市町村長 日提出		氏名 (氏名) 〒		係 担 当 者 氏 名 電 話 ()		特別徴収義務者指定番号 宛 名 番 号	
新 姓 氏 名		新 姓 年 月 日		特別徴収税額 (年税額) 円		未徴収税額 (7)-(4) 月分から 月分まで 円		異動後の未徴収税額の徴収方法 1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付する) 円	
生 年 月 日 大正・昭和・平成		年 月 日		特別徴収税額 (7) 円		徴収済税額 (4) 月分から 月分まで 円		異動の事由 1 転職 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 () 円	
個 人 番 号		年 月 日		特別徴収税額 (7) 円		未徴収税額 (7)-(4) 月分から 月分まで 円		1月1日以降退職時までの給与支払額 控除社会保険料額 円	
住 所 1月1日現在		年 月 日		特別徴収税額 (7) 円		未徴収税額 (7)-(4) 月分から 月分まで 円		1月1日以降退職時までの給与支払額 控除社会保険料額 円	
異動後		年 月 日		特別徴収税額 (7) 円		未徴収税額 (7)-(4) 月分から 月分まで 円		1月1日以降退職時までの給与支払額 控除社会保険料額 円	

◎給与所得者が新しい給与支払者(特別徴収義務者)による「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。

新しい給与支払者(特別徴収義務者)	〒	番 ()	特別徴収義務者指定番号	円を
住所 所在地 名称	〒	番 ()	左記転勤先へは月割額	_____ 月分から徴収するよう連絡済です。

◎給与等の支払いを受けなくなった後の月割額(退職した月を除く)の一括徴収について次の欄に必ず記載してください。

一括徴収する場合	徴収予定月日	備 考
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 本人からの申出があったため。	徴収予定額 (上記(7)と同額)	
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	月 日	左記の一括徴収した税額は _____ 月分で納入します。(翌月10日納期限)

一括徴収しない場合

理由	本人の印
1 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申出がないため。 特別徴収の継続の希望があるため。(転勤の場合も含む。)	
2 異動の日が1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続の希望がないため。	
3 死亡による退職のため。	

記載注意

- この届出書は給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日までに提出してください。
- 太線で囲んでいる部分についてはのみ記載してください。
- 「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までを支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、その年の1月1日から退職時まで支給された社会保険料の額を記載してください。
- 「一括徴収」に関する記載は、次に必ず記載してください。なお、「一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。」一括徴収する場合は、理由欄の1又は2を○で囲み、右の「徴収予定額」欄等に所要事項を記載するとともに1の場合には給与所得者の印を押印してください。一括徴収しない場合には、理由欄の該当する項目を○で囲んでください。

現年度	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 処理不要	入力	点検
新年度	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 特別徴収継続 4 処理不要	入力	点検
四 條 市 処 理 欄 (記事)			

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月三十一日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。
(一月一日から四月三十日までの間の方は、別添の「特別徴収の継続」を希望される場合には以下の項目にも必ず記載してください。)